

福島県森林環境交付金事業実施要領

平成18年4月1日

最終改正 令和8年4月1日

第1 趣旨

森林環境交付金事業の実施に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び福島県森林環境交付金交付要綱（平成18年3月31日付け17森第1671号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領による。

第2 森林環境基本枠（以下「基本枠」という。）

1 基本枠は、全ての市町村が別表第1に基づき継続的に一定の取り組みを行うことができるよう、次の算出基礎により得られた額を上限として市町村に対して事業の実施に必要な額を交付する。

基本枠＝基礎額＋森林割＋児童生徒割

- (1) 基礎額は、一市町村当たり1,000,000円に、各市町村の財政力指数に応じた補正額を加算する。補正額は、事業実施前年度の4月1日現在で公表されている財政力指数が県平均値を下回る市町村について、県平均値との差0.01当たり50,000円を乗じた額とする。
- (2) 森林割は、事業実施前年度の4月1日現在で公表されている各市町村の私有林面積（地域森林計画対象面積）に100円/haを乗じた額及び国有林面積に50円/haを乗じた額とする。
- (3) 児童生徒割は、事業実施前年度の5月1日現在で公表されている各市町村の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の一学年平均児童生徒数に1,000円/人を乗じた額、並びに小中学校数に15,000円/校を乗じた額、及び義務教育学校数に30,000円/校を乗じた額とする。

第3 地域提案重点枠（以下「重点枠」という。）

重点枠は、別表第1の市町村の提案事業の中から優れた事業等を選定し、その事業に係る経費について市町村に対して交付するものとし、その額は同表に掲げる交付率で知事が定める額とする。

第4 予算の内示

1 基本枠

- (1) 県農林水産部長（以下「部長」という。）は、基本枠の要望にかかる部長への書類の提出期日を定め、各農林事務所管内の市町村毎の算出基礎により得られた交付金の上限額を県農林事務所長（以下「所長」という。）に通知する。（第1号様式）
- (2) 所長は、基本枠の要望にかかる所長への書類の提出期日を定め、管内各市町村へ交付金の上限額を通知する。

- (3) 本事業を実施しようとする市町村は、前号で定めた日までに森林環境交付金事業(基本枠)要望書(以下「基本枠要望書」という。第2号様式)を所長に提出する。
- (4) 所長は、基本枠要望書の内容を審査し、適当である場合は森林環境交付金事業(基本枠)予定調書(第3号様式)により、速やかに部長に提出する。
- (5) 部長は、前号により提出のあった要望額を配分し、所長に通知する。(第4号様式)
- (6) 所長は、前号の通知を受け、市町村に交付金を内示する。(第5号様式)

2 重点枠

- (1) 部長は、重点枠の要望にかかる部長への書類の提出期日を定め、所長に通知する。
- (2) 所長は、重点枠の要望にかかる所長への書類の提出期日を定め、市町村に通知する。
- (3) 本事業を実施しようとする市町村は、前号で定めた日までに森林環境交付金事業(重点枠)要望書(以下「重点枠要望書」という。第6号様式)を所長に提出する。
- (4) 所長は、重点枠要望書の内容を審査し、意見を付して、森林環境交付金事業予定調書(第7号様式)により、速やかに部長に提出する。
- (5) 部長は、事業の実施を決定したときは、所長に通知する。(第8号様式)
- (6) 所長は、前号の通知を受け、市町村に交付金を内示する。(第9号様式)

第5 要望の取下げ

- 1 市町村は、第4の1の(6)及び2の(6)の内示又はこれに付された条件に不服があるときや、やむを得ない理由があるときは、第4の1の(3)又は2の(3)の事業要望を取り下げることができる。
- 2 市町村は、前項の規定により事業要望を取り下げようとするときは、交付の決定前に事業要望取下げ届出書(第10号様式)を所長に提出しなければならない。
- 3 所長は、前項の届出内容が適切であると認めたときは、意見を付して、部長に提出する。(第11号様式)

第6 事業計画及び交付の申請

- 1 第4の1の(6)又は2の(6)の内示を受けた市町村は、森林環境交付金事業計画書(以下「事業計画」という。第12号様式の1又は第12号様式の2)を作成し、交付要綱第3条の規定に基づき森林環境交付金交付申請書(交付要綱様式第1号)に添えて別に定める日までに所長に提出する。
- 2 所長は、前項の申請内容が適切であると認めたときは、交付金の交付を決定し、指令書(第13号様式)で市町村に通知するとともに、事業計画を部長へ報告する。(第14号様式)

第7 事業の変更

1 重要な変更

- (1) 交付要綱第4条第1項第2号に規定する、別に定める事業内容の変更は、別表第2のとおりとする。
- (2) 市町村は、交付要綱第4条に定める軽微な変更以外の重要な変更をするときは、交付要綱第5条に基づき森林環境交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書(以下「変

更申請書」という。交付要綱様式第3号)を所長に提出する。ただし、事業内容の変更を伴わない入札による減額のみときは、「森林環境交付金事業計画書」の添付を省略できる。

- (3) 所長は、第2号により、交付金に減額を生じ、別表第2に該当しない変更申請書を受理したときは、申請内容を審査する。申請内容が適切であると認めるときは、交付金の交付を決定し、指令書(第13号様式)で市町村に通知するとともに、事業計画を部長へ報告する。(第14号様式)
- (4) 所長は、第2号により、交付金に増額を生じ、別表第2に該当しない変更申請書を受理したときは、意見を付して、部長に協議する。(第15号様式)ただし、その変更後の交付金の額が第4の1の(6)又は第4の2の(6)で内示した交付金額以内のときは、前号と同様に処理する。
- (5) 所長は、第2号により、別表第2に該当する変更申請書、又は事業の中止若しくは廃止にかかる変更申請書を受理したときは、意見を付して、部長に協議する。(第15号様式)
- (6) 部長は、第4号及び第5号の協議の内容を承認するときは、所長に通知する。(第16号様式)また、交付金の追加の内示を要する場合は、第4の規定を準用して速やかに手続きを行うものとする。
- (7) 所長は、前号の回答を受け、市町村に通知する。

2 軽微な変更

- (1) 市町村は、交付要綱第4条第1項に掲げる軽微な変更のうち、別表第3に該当する変更をしたときは、その内容を所長に報告する。(第17号様式)
- (2) 所長は、前号の報告を受けたときは、事業計画を部長に報告する。(第14号様式)
- (3) 市町村は、別表第3に該当しない軽微な変更をしたときは、その内容を第9により所長に報告する。

第8 関係法規に基づく許認可

市町村は、事業実施に当たっては関係法規に規定する所定の手続きを経しておくものとする。

第9 実績報告

市町村は、交付対象事業が完了したときは、森林環境交付金事業実績書(第18号様式の1又は第18号様式の2)を添付の上、森林環境交付金事業実績報告書(交付要綱様式第5号)を所長に提出する。

なお、交付要綱に規定する「その他必要な書類」とは、該当する対象分野に係る書類とする。

第10 成果確認及び交付金の額の確定

所長は、第9の実績報告があったときは、遅滞なく交付金事業成果確認調書(以下「調書」という。第19号様式)により検査を行い、事業内容が適切であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定する。

なお、重点枠については（基本枠は必要があると認めたとき）、調書の作成に当たり事前に成果確認実施通知書（第20号様式）により現地調査を実施する。

第11 交付金の支出完了報告

所長は、交付金の支出を完了したときは、交付金支出完了報告書を当該年度の翌年度の4月末日までに部長へ提出する。（第21号様式）

第12 関係書類の整備

当該事業の実施にあたっては、以下の書類を整備し、事業完了年度から5年間保存する。

- (1) 予算関係書類
 - ア 交付金交付申請書及び添付資料の原本
 - イ 交付金交付指令書及び通知書
- (2) 会計帳簿等
 - ア 収支整理簿
 - イ 現金出納簿
- (3) 支払証書書類（見積書）
- (4) 法令に基づく許認可届等の書類の原本等
- (5) 往復文書
- (6) 財産台帳
- (7) その他関係書類
 - ア 交付金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び書類
 - イ 労務者名簿
 - ウ 請書
 - エ 委託契約書
 - オ 写真
- (8) その他必要により書類を整備しておくものとする。

第13 財産の処分等

補助事業者が要綱第10条に規定する期間内に補助事業により取得した財産を譲渡、貸付、改築、転用又は担保に供する場合（以下「処分等」という。）は、森林環境交付金事業に関する財産処分承認申請（報告）書（第22号様式）を所長に提出する。

- 2 所長は、受理した前項の書類の内容を確認し、その結果について補助事業者に通知する。（第23号様式）
- 3 補助事業者は、前項の承認に基づき処分等をした場合、森林環境交付金事業に関する財産処分承認申請（報告）書（第22号様式）を所長に提出する。
- 4 所長は、受理した前項の書類を部長に報告する。

第14 災害報告

補助金の交付を受けた者は、天災その他の事故により、要綱第10条で定める処分制

限期間内に被災したときは、森林環境交付金事業に関する災害報告書（第24号様式）を所長に提出する。

2 所長は、前項の報告があった場合、これを速やかに部長に報告する。

第15 交付金交付決定前の着手

要綱第12条の知事が別に定める事項は各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の着手は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合に限って行うことができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付金交付決定通知を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
- (3) 森林環境交付金交付決定前着手届の提出に当たっての様式は、第25号様式を参考とするものとする。

附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度事業から適用する。
- 2 平成18年度事業については、第4の2の(1)の10月10日と第4の2の(2)の10月末日をそれぞれ別に定める日に読み替えるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成23年8月8日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成26年5月26日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成29年4月17日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月12日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和2年2月20日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年2月18日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和4年3月9日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表第1（第2及び第3関係）

交付金の使途に関するガイドライン

1 基本的な考え方

交付金の対象とする事業は、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成というふくしま森林づくり県民税の導入の趣旨に則ったものでなければならない。

2 共通事項

(1) 交付対象経費は、交付金事業の性質を鑑み、想定される経費を代表的に列挙したものであり、その他の経費についても必要があれば対象とする。

ただし、以下の経費は対象としない。

ア 既存事業の財源振り替え（新たな展開又は拡大を図るものを除く。）

イ 国庫及び県単補助事業の市町村負担分

ウ 施設の維持管理費（法令で定める耐用年数を超えている外構施設、非木造又は外材から県産材への切り替え、利便性の向上を図る改修を除く。）

エ 職員人件費

オ 不動産（不動産登記法に規定する建物を除く）

(2) 重点枠の交付対象経費は、事業費のみを対象とする。

(3) 事業者は、ふくしま森林づくり県民税の目的に則り、この交付金を活用した事業の実施に併せて、ふくしま森林づくり県民税を活用した取組であることの周知PRに努めることとし、PRに係る費用は、交付対象とする。

また、PRの際はふくしま森林づくり県民税を活用していることが分かるように記載すること。

3 個別事項

(1) 基本枠

森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する事業を対象とする。

なお、対象分野毎の事業費の構成については、市町村の裁量に委ねるものとするが、「②森林環境学習の推進」の実施は必須とする。

対象分野	対象分野の考え方（交付対象経費）	交付率
① 県民参画の推進	<p>地域住民の関心を高め森林づくりへの参画を促進する事業や、地域の森林文化を保全・伝承する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>（報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 など）</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 森林ボランティア等への参加の動機付けとするための自然観察会や林業体験学習会、上下流域の交流の実施</p> <p>b 森林の保育から木材の伐採・流通加工までの資源の循環について学ぶ現地研修会の実施</p> <p>c 伝統的な生活様式や木炭製造等の技術などの森林文化を伝承するための講師派遣や研修会の実施</p> <p>d 就学前の幼少期から、森林や木と触れ合う機会を提供するとともに、親世代の森林づくりへの意識を高める体験活動の実施</p>	<p>10/10以内 （交付金上限 第2に定める 算出基礎に基づ き算出した額 /市町村）</p>
② 森林環境学習の推進	<p>小学校、中学校、及び義務教育学校の児童・生徒を対象に森林環境学習を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 など）</p> <p>〈注〉</p> <p>a 「備品購入費」とは、耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上の物品の購入費を指す。 なお、備品購入費については、あらかじめ事業計画書に記載することを要する。</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 宿泊学習の際の林業体験教室の実施</p> <p>b 学校林や近くの森林を活用した林業体験教室の実施</p> <p>c 森林・川・海の生物の観察や魚の放流、植樹活動など、森林生態系の保全に資するための環境学習の実施</p>	

(2) 重点枠

県産材又は木質バイオマスの利活用等による森林環境の保全に資する事業を対象とする。

対象分野	対象分野の考え方（交付対象経費）	交付率
① 県産材の利活用推進	<p>市町村有施設、学校、未就学児が通う幼稚園及び保育施設、並びに地域住民が整備又は管理する集会所など公共性があり多様な利用が見込まれる施設において県産材の利活用を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。 （原材料費、備品購入費 など）</p> <p>ア 木造・木質化や外構施設整備工事を行う場合に、当該事業に要する経費のうち県産材にかかる材料費（運搬費、防腐処理等に係る経費を含む。）について交付する。</p> <p>イ 木製机椅子などの県産材を使用した物品導入を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>〈注〉</p> <p>a 国、又は県が管理する施設は事業の対象としない。</p> <p>b 県産材とは、県内で生育する森林から伐採されたものをいう。</p> <p>c 材料とは、素材又は製品をいう。</p> <p>d 木造・木質化における材料には、内装材の外、外壁材や構造材等を含む。</p> <p>〈事業の例示〉</p> <p>a 内装木質化における県産材の利活用 学校、文化施設、観光物産施設、レクリエーション施設 等</p> <p>b 外構施設における県産材の利活用 丸太遊具、あずまや、木柵、階段工 等</p> <p>c 林道等の機能向上のための排水施設などにおける県産材の利活用</p> <p>d 県産材を使用した木製品の導入 園児・児童・生徒用机椅子、乳幼児向けの木製玩具、教卓、戸棚、本棚、テーブル、ベンチ 等</p>	<p>ア 工事の場合 10/10以内 （交付金上限 1,000万円 /市町村）</p> <p>イ 物品の場合 1/2以内 （交付金上限 300万円 /市町村）</p>
② 木質バイオマスの利活用推進	<p>市町村有施設、学校、未就学児が通う幼稚園及び保育施設、並びに地域住民が整備又は管理する集会所など公共性があり多様な利用が見込まれる施設にペレットストーブ又は薪ストーブを導入する場合に、当該事業に要する経費について交付する。 （備品購入費 など）</p>	<p>10/10以内 （交付金上限 40万円/台）</p>

	<p>〈注〉</p> <p>a 国、又は県が管理する施設は事業の対象としない。</p> <p>b 設置・取付工事費用を含む。</p>	
<p>③その他 (地域提案型 森林整備等)</p>	<p>上記の対象分野に属さない、創意工夫を凝らした独自の事業等を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p>	<p>類似する対象分野に準じる(注)</p>

(注) 類似する対象分野が存在しない場合は、別に部長が定めることとする。

別表第1「交付金の使途に関するガイドライン」別紙

森林環境交付金事業（重点枠）の採択の考え方

以下の1～3を満たす事業について採択できる。

- 1 次の事項を満たす場合は採用することができる。
重点枠を活用して整備する施設や導入する物品、その他の事業に、同時に森林環境譲与税を活用していない。
- 2 次に該当するものは採択しない
 - (1) 事業全体が基本枠の交付対象である。
 - (2) 国有林、県有林、若しくは国又は県が管理する施設における事業である。
 - (3) 維持管理経費である。（法令で定める耐用年数を超えている外構施設、非木造又は外材から県産材への切り替え、利便性の向上を図る改修を除く。）
 - (4) 事業目的に照らして適切な実施手法とは認められない。
 - (5) 別の施策目的による事業である。
 - (6) 水源地域の森林整備など県事業と重複する。
 - (7) 特定団体の収益を幫助する事業である。
 - (8) 宗教活動又は政治活動を幫助する事業である。
 - (9) 暴力団等反社会的勢力が実施に関与する、又は暴力団等反社会的勢力の活動を幫助する事業である。
 - (10) 産業の創出を支援する事業である。
 - (11) 事業実施者の経常的な管理運営費、又は人件費である。
 - (12) 事業目的に照らして適切な実施箇所とは認められない。
 - (13) 事業の内容が不明確であり、事業の必要性が低い。
 - (14) 実施要領に照らして交付金の対象外の経費である。
- 3 次に該当するものは一部経費を査定する等条件を付して採択する。
 - (1) 年次計画によるため単年度での効果の発現が期待できない。
 - (2) 異なる対象分野、交付率を用いている。
 - (3) 事業費の一部に上記2に該当する経費を含む。
 - (4) 事業の目的に対して必要以上の規模の計画である。

別表第2（第7の1関係）
事業内容の重要な変更

	変更の内容
1 基本枠	(なし)
2 重点枠	(1)実施施設の追加、変更、又は廃止。 (2)対象分野が県産材の利活用推進アの事業については、施設の主要構造の変更。 (3)対象分野が県産材の利活用推進イの事業については、導入する物品の変更。 (4)対象分野がその他の事業については、事業の実施の決定に当たり部長が定めるもの。

別表第3（第7の2関係）
変更したときに報告を要する軽微な変更

	変更の内容
1 基本枠	(1)当年度に実施する対象分野の追加、又は廃止。 (2)備品購入費の追加、又は廃止。
2 重点枠	(1)実施数量の減少。